

バリアフリー法第17条に基づく認定について

概要

病院、劇場、店舗などの特定建築物（※裏面参照）の計画が、「建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、建築物移動等円滑化誘導基準」に適合する場合、所管行政庁の認定を受けることができます。

メリット

■認定特定建築物のシンボルマーク

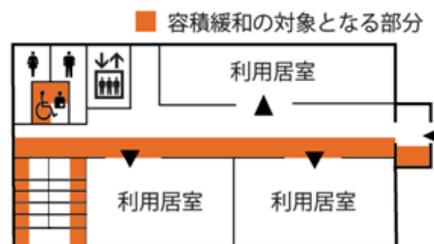
高齢者、障害者等をはじめ、だれもが利用しやすいバリアフリー建築物であることを情報提供することにより、利用者にとって利便性が高い施設としての認識が広がり、施設利用が促進される効果が期待できます。



シンボルマーク

■容積率の緩和

誘導基準によるバリアフリー化を計画する場合、廊下、便所、エレベーター等の建築物特定施設の床面積が通常よりも大きくなりますが、その通常の床面積を超える部分については、容積率算定の基礎となる延べ面積に不算入とすることができます。



お問合せ

練馬区建築・開発担当部 建築課 福祉のまちづくり係

連絡先：03-5984-1649 メール：kentikuchose05@city.nerima.tokyo.jp

対象となる建築物

- 1 学校
- 2 病院または診療所
- 3 劇場、観覧場、映画館または演芸場
- 4 集会場または公会堂
- 5 展示場
- 6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または卸売市場
- 7 ホテルまたは旅館
- 8 事務所
- 9 共同住宅、寄宿舍または下宿
- 10 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 12 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設または遊技場
- 13 博物館、美術館または図書館
- 14 公衆浴場
- 15 飲食店またはキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール
その他これらに類するもの
- 16 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するもの
- 17 自動車教習所または学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 18 工場
- 19 車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの
- 20 自動車の停留または駐車のための施設
- 21 公衆便所
- 22 公共用歩廊

【必要書類は区のホームページから】

トップページー事業者向けー事業者向け情報ー土木・建築関係建築指導など（建築課・建築審査課）ーバリアフリー法第17条に基づく認定について